

質問事項に関する回答書

(件名)関越自動車道 山本山トンネル覆工補強工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	12月20日	特記仕様書	9	12-1	車載式標識について、標識車が不足している場合に貸与とありますが、標識車が戻ってきた場合は入替えを行いますか。	監督員と協議願います。
2	12月20日	特記仕様書	11	13-6	車線規制(昼夜連続)の規制時間について、規制初日の時刻はその時間から標識車による規制開始、最終日の時刻はその時刻までに標識車による確認・離脱という解釈でよろしいでしょうか。	車線規制(昼夜連続規制)の規制可能時間は特記仕様書 13-6 交通規制に記載された通りお考え下さい。なお、規制の開始とは標識車による車線規制の予告看板の設置を開始することであり、規制の終了とは本線に設置された規制機材の撤去が完了した状態であることとお考え下さい。
3	12月20日	特記仕様書	11	13-6	車線規制(昼夜連続)に記載されているカッコ内の数字は連続規制の日数と考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書13-6 交通規制の単価表の項目に示す( )内の数字については、連続規制の日数とお考えください。
4	12月20日	特記仕様書	4、11	7-3、13-6	車線規制(昼夜連続)設置期間中は夜間作業(22:00～翌5:00)及び休日作業(土日祝祭日)は可能でしょうか。	特記仕様書7-3 作業時間に記載のとおり、原則として22時00分～5時00分の間に作業を行うことはできません。また、休日作業(土日祝祭日)については、土木工事共通仕様書1-13作業日に記載のとおり作業を行うことはできません。
5	12月20日	特記仕様書	18	20	表中の備考欄の記載は、プレート交付対象外と考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書20 業務用プレート等に関する事項の備考に示された車両は、業務用プレートの交付対象であるとお考えください。